

道路の正しい歩き方



① 歩行者の基本的なルール

- 歩道がないところは**道路の右側**を歩く。
- **歩道や路側帯（道路端の白線部分）**があるときは、**歩道や路側帯**を歩く。
- 道路では、**絶対に遊ばない**。

② 横断歩道の渡り方

横断歩道は**歩行者優先の場所**です。道路を横断する時は、横断歩道を利用しましょう。車は、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる時は**止まらないといけません**。しかし、車の中には歩行者がいても止まらない車もあります。しっかり確認をしてから、横断を始めるように指導しましょう。

① 止まる

まずは、車道から**十分離れた位置**に止まります。



車道に近い位置に立っていると車と接触するおそれがあります。

② 手を挙げる

まっすぐ手を挙げて、運転者に気付いてもらい、渡る意思を伝えます。



③ 右・左・右の確認

車が止まってくれても**すぐに渡らず、しっかり左右を確認**します。



④ 渡り始めは右側に注意

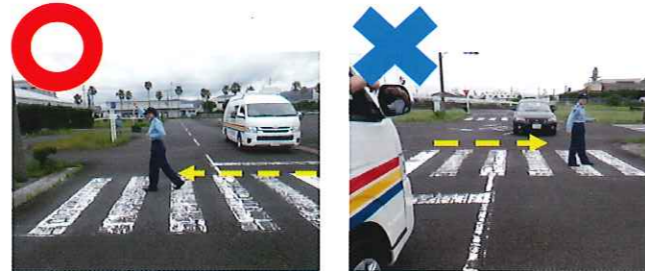
道路中央までは、右（車が来る方向）に注意して渡ります。



右側に注意しないと、車の横から、バイクや自転車が来る可能性があります。

⑤ 道路中央からは、左側に注意

道路中央を過ぎると、今度は**左から**車が走ってきます。道路中央から先は、特に**左側に注意**します。



渡っている間に左から車が来ていることがあります。

ありがとうございました。



⑥ 最後に運転者にお礼を伝える

運転者と歩行者が気持ち良く道路を利用するために、お礼の言葉を伝えます。



ポイント 信号機のある横断歩道でも確認を！

信号機のある横断歩道を横断する時も、**左右の安全確認**をしましょう。赤信号を見落とした車や青信号の方向から走ってくる右折車や左折車がいることもあります。

交通安全教育のポイント（小学生編）

このパンフレットは、小学生に対する交通安全教育を行う上での指導ポイントをまとめたものです。

小学生の交通安全教育に役立ててください。

● 自転車の正しい乗り方

- ① 自転車の点検の仕方
- ② 自転車の乗り方・交通ルール

● 道路の正しい歩き方

- ① 歩行者の基本的な交通ルール
- ② 横断歩道の渡り方

小学生に特に覚えてもらいたい交通ルールはこの2つ！！



● 全席でのシートベルト着用 ●

小学生が交通事故に遭うケースは、低学年は、「道路の歩行中」が多く、学年が上がるにつれて、「自転車乗車中」が多くなります。

そのため、このパンフレットでは、この2つのケースについて、指導のポイントを説明しています。

しかし、実際には**車に乗車中（同乗中）に事故に遭い、怪我をする小学生も多くいます**。

車に乗るときは、**後部座席を含めた、全席でのシートベルト着用**についても指導をお願いします。

後部座席のシートベルト着用は運転者の義務です！



鹿児島県警察



自転車の正しい乗り方



自転車は、車両の仲間！交通ルールを必ず守ろう！



① 自転車の点検

自転車に乗る前に、まずは、自転車の点検方法を指導しましょう。

小学生に覚えやすいよう

「ぶたはしゃべる」

を活用し、「見る、聞く、触れる」などの**五感**を使って点検しましょう。



ぶたはしゃべる

ブレーキ・タイヤ・ハンドル
車体(反射板・ライト・サドル等)・ベル

点検の内容

ぶ：ブレーキ

- 前後がしっかり効くか
- レバーが堅かったり、甘かったりしないか

た：タイヤ

- 空気は十分に入っているか
- キズや摩耗はないか

は：ハンドル

- 前輪に対して直角か
- しっかり固定されているか

ポイント



実際の自転車をモデルに点検を実施しましょう。

しゃ：車体

- 自転車は体の大きさに合っているか
- またがった時に足が地面に着くか

べる：ベル

- しっかりと鳴るか

② 自転車の基本的な交通ルール

自転車の正しい乗り方についてのポイントです。

実際にグラウンド等で実技指導をするときは、下の通行方法のイメージ図を参考にコースを作成し、地点ごとに乗り方のポイントを指導しましょう。

通行方法のイメージ図



① 歩道の通行

13歳未満の場合は、歩道を通ることができます。

ただし、**車道寄りを徐行**しなければなりません。

② 横断歩道の通行

横断歩道は、**歩行者優先**！

歩行者がいるときは、**自転車から降りて押して渡ります**。



③ 歩道がない道路の通行

歩道がない道路では、**左端を通行**します。

特に、歩道がない道路では、**発進時、右後方の安全確認**が大切です。

右足を着くと、車道側に体が倒れるので、必ず、**左足を地面に着いて発進**します。



車は、右後方を走って来る。発進時の踏み込みは、右足から！

④ 交差点の通行

一時停止標識のあるところは**自転車も必ず止まります**。

標識がない場所でも、見通しの悪い交差点は止まって確認をします。

また、自動車は右折するとき、道路中央に寄りますが、**自転車は左側端に沿って右折**します。



車と同じで、自転車も急には止まれません。

⑤ 進路の変更

駐車車両等があり、進路変更が必要なときは、**必ず後方を確認**します。駐車車両の横を通るときは、車と**十分な間隔**を取ります。

また、車の前に出るときは、車の前から人が出てこないか注意します。

まず、後方を確認！

十分な間隔を取ろう。



保険加入とヘルメットの着用（保護者に対する働きかけ）

ポイント



鹿児島県では、平成29年に「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」が定められました。条例には、「**自転車損害賠償保険の加入**」や「**子供にヘルメット着用させる義務**」等が規定されています。事故の加害者になれば、数千万円の損害賠償が発生することもあります。保護者に対しても、保険への加入や被害を軽減するヘルメットの着用について働きかけをお願いします。

ポイント



ブレーキ操作をチェック！

危険を回避するためには、しっかり止まることが大切です。

自転車に慣れていない子供は、足を地面に着いて止まろうとする場合が多いです。

ブレーキレバーを使った正しいブレーキ操作ができていますか確認しましょう。



ブレーキは、**両手の全部の指を使って**、しっかり握る！